

丸亀市教育委員会訓令第 号

丸亀市教育委員会職務権限規程の一部を改正する規程

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		改正後		改正前	
		別表第 1(第 2 条関係) 個別権限事項表		別表第 1(第 2 条関係) 個別権限事項表	
		教育部	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名
教育機関・課名	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名	教育機関・室・担当名
総務課	学校給食センター	△	□	□○	△
	計画	1	学校給食の事業実施計画を策定すること。		△
運営委員会	1	学校給食センター運當	△	□○	△
総務課	学校給食センター	△	□	□○	△
	計画	1	学校給食の事業実施計画を策定すること。		△
運営委員会	1	学校給食センター運當	△	□○	△
総務課	学校給食センター	△	□	□○	△
	計画	1	学校給食の事業実施計画を策定すること。		△
運営委員会	1	学校給食センター運當	△	□○	△

		改正後		改正前	
委員会に関する事務を処理すること。				委員会に関する事務を処理すること。	
1 学校給食の献立を計画し、決定すること。	△ ○			1 学校給食の献立を計画し、決定すること。	
1 学校給食の食材の調達に関すること。 2 学校給食の調理に関すること。	△ ○			1 学校給食の調理管理をすること。	
食に関する教育について指導すること。	△ ○			1 食に関する教育について指導すること。	
1 職員の労務を管理すること。	△ ○			1 職員の労務を管理すること。	
1 学校給食事務委員会に關係する事務を処理すること。	△ ○			1 事業場安全衛生委員会に關係する事務を処理すること。	
1 給食センター施設設備管理	△ ○			1 給食センター施設設備管理	
委員会に関する事務を処理すること。				学校 教育課	
1 学校給食の献立を計画し、決定すること。	△ ○			学校 教育課	
1 学校給食の調理管理をすること。	△ ○			学校 教育課	
1 食に関する教育について指導すること。	△ ○			学校 教育課	
1 職員の労務を管理すること。	△ ○			学校 教育課	
1 事業場安全衛生委員会に關係する事務を処理すること。	△ ○			市長部局	
1 給食センター施設設備管理	△ ○			市長部局	

		改正後		改正前	
配送車	の管理・運當をすること。 1 配送車の総括的運當管理をすること。	△	□	○	△
業務委託	1 委託業者の業務を監督すること。 2 小・中学校及び幼稚園給食について指導すること。	△	□	○	△
給食指導	1 小・中学校及び幼稚園給食について指導すること。	△	○	○	△
食品衛生	1 物資の食品安全検査をすること。 2 食品の衛生管理をすること。	△	□	○	△
人員の確認	1 学校給食対象人員の確認をすること。	△	□	○	△
徴収業務	1 学校給食費を徴収すること。 2 学校給食	△	□	○	△
					○
配送車	の管理・運當をすること。 1 配送車の総括的運當管理をすること。	△	□	○	△
業務委託	1 委託業者の業務を監督すること。 2 小・中学校及び幼稚園給食について指導すること。	△	□	○	△
給食指導	1 小・中学校及び幼稚園給食について指導すること。	△	○	○	△
学校給食センター徴収・調達担当	1 物資の食品安全検査をすること。 2 食品の衛生管理をすること。	△	□	○	△
人員の確認	1 学校給食対象人員の確認をすること。	△	□	○	△
物資調達	1 学校給食の食材を調達すること。	△	□	○	△

	改正後						改正前					
	費の減免を決定すること。									略		
略												
略												

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。